

第3次多摩市みどりと環境基本計画（素案） 修正一覧

No.	素案の該当箇所 (章・項目、ページ)	修正前	修正後	備考
1	第1章 計画の基本的事項 1 計画の基本的事項 (5) 計画の推進主体 P4	本計画の推進主体は、「多摩市環境基本条例」の基本理念に示すとおり「すべての者の積極的な取組みと相互の協力」が必要であることから、多摩市内で生活する人「市民」、活動する人「事業者」「市民団体等」、及び行政「市」とします。	本計画の推進主体は、「多摩市環境基本条例」の基本理念に示すとおり「すべての者の積極的な取組みと相互の協力」が必要であることから、 <u>多摩市内で生活・活動する人や団体である「市民※1」、「市民団体等」、「事業者」、及び行政「市」とします。</u> ※1「市民」とは、「多摩市自治基本条例」第3条に定義しているとおおり、市内に居住する方だけではなく、働く方、学ぶ方、事業を営む方、活動する方を含んでいます。	パブコメ意見への対応（提出者1①）
2	第4章 目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組 分野横断的取組「【2-1】グリーンインフラを活用するまちづくり」 (コラム) P44	—	コラム「自然を活用した課題解決「Nature-based Solutions (NbS)」 ※コラム追加	パブコメ意見への対応（提出者3②）
3	第5章 分野別の取組み 取組方針B：みどりの保全・確保 1) ⑧暮らしと調和したみどり P79	—	<u>また、市内の公園緑地の多くは開園後30年以上を経過しており、経年成長に伴う大木化ならびに老木化の進行とともに衰退木が増加していることから、倒木のリスクも高まっています。</u>	パブコメ意見への対応（提出者1②）

No.	素案の該当箇所 (章・項目、ページ)	修正前	修正後	備考
4	取組項目「B1 安全安心とみどりの保全との調和」 P82	○公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築  関係機関と連携して各学校地域の通学路を中心とした調査・点検をみどりの観点をふまえて実施し、防犯や交通安全上で課題がある箇所について、樹木の剪定や伐採などで改善を進めていきます。	○公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築  <u>関係機関と連携しながら、通学路を中心に、防犯や交通安全上で課題がある箇所の調査・点検を実施し、樹木の剪定や伐採などを行うことで改善を進めていきます。また、園路沿いや建物に近接した倒木の恐れのある枯木の伐採等により、安全確保を進めていきます。</u>	パブコメ意見への対応（提出者1②）
5	取組方針J：環境教育・環境学習の充実 1) ③環境学習 P127	—	<u>・事業者とも連携し、地球温暖化対策に関わる環境学習出前授業、啓発活動など実施されています。</u>	パブコメ意見への対応（提出者2②）